

佐賀県告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年七月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市西川登町大字神六字野田二八八五一の八、二八九二三の二、二八九二五の一、二八九二九の二、二八九三七の二、字杵島山二九二〇一、二九一〇四、二九一一一、二九一一五、二九一二〇の一、二九一二二の一、二九一二二の二、二九一二八、二九一二九、二九一三一の二、二九一四三、二九一四九、二九一五〇、二九一五二、二九一五四、二九一五五の一、二九一五五の二、二九一五六の一、二九一五六の二、二九一六〇、二九一六一の二、二九一六二、二九一六三の二、二九一六四の一、二九一六四の二、二九一六五から二九一六七まで、二九一七〇から二九一七三まで、二九一七五の一、二九一七五の二、二九一七九の二、二九一八二の一、二九一八八の三、二九一八九の三、二九一九一の一、字川良田二九一九四、二九一九五の二、二九一九六の一、二九一九七の一、二九一九七の二、二九一九八の一、二九一九八の二、二九一九九の一、二九二〇一の一、二九二〇三、二九二〇四の二、二九二〇五の二、二九二〇六の一、二九二〇六の二、二九二二二の二、二九二二六の二、二九三二二、二九三六一、二九三六三の二、二九三六五、二九三七〇の二、二九三七二、二九三七三、二九三七五、二九四二六、二九四四四、二九四四八、字岳二九四五三の二、二九四五五、二九四五六の一、二九四五八の一、二九四五八の二、二九四五九の一、二九四六〇の一、二九四六〇の四、二九四六二、二九四六四の三、二九四六五の一、二九四六五の三、二九四六六の二、二九四六六の五、二九四六七の一、二九四六七の二、二九四六

八の一、二九四六八の二、二九四六九の一、二九四六九の二、二九四七五、
二九四九一、二九四九三の一、二九四九七の三、二九五〇八の二、二九五〇
九、二九五一〇、二九五二一、二九五二五、字蕪元二九八二七、二九八三〇、
二九八四二、二九八四三、二九八四四の二、二九八五〇、二九八五四、二九
八八四、二九八九一、二九八九六、二九八九八、二九九〇一、二九九〇二、
二九九一〇の二、二九九一二、二九九三〇、字笹元二九九三四の三、二九九
四一、二九九五七、二九九六五、三〇〇二八の一、三〇〇七六の一、三〇〇
七七、三〇〇八八、三〇〇九四の一、三〇〇九四の二、三〇〇九七、三〇〇
九八、三〇一〇一の二、三〇一〇四の二、三〇一〇六、三〇一〇九の一、三
〇一〇九の二、三〇一〇九の二、三〇一一一の二、三〇一一二、三〇一一九
の二、三〇一三九の一、三〇一四二の一、三〇一四二の二、三〇一四三、三
〇一四五から三〇一四七まで、三〇一五二、三〇一五九、三〇一六三、三〇
一六五、三〇一六六、三〇一七〇の二、三〇一八二、三〇一八五、三〇一八
八から三〇一九〇まで、三〇一九二、三〇一九三、三〇一九五の二、三〇二
〇二、三〇二〇三、三〇二〇五の一、三〇二〇五の二、三〇二〇六、三〇二
〇八、三〇二一一の一、三〇二一一の二、三〇二一一の四、三〇二一一の五、
三〇二一一の七から三〇二一一の九まで、三〇二一一、三〇二一一七の二、三
〇二二一、三〇二二二、三〇二二五、三〇二二八、三〇二三一、三〇二三二、
三〇二三七、三〇二四二、三〇二四九、三〇二五二、三〇二五三、字藤原三
〇二五五、三〇二五九、三〇二六一、三〇二六五の一から三〇二六五の三ま
で、三〇二六七から三〇二六九まで、三〇二八〇の一、三〇二八〇の二、三
〇二八一の一、三〇二八一の二、三〇二八二の二、三〇二八七の一、三〇二
八七の二、三〇二八八、三〇二九一の一、三〇二九一の二、三〇二九四、三
〇二九七、三〇三〇五、三〇三〇九、三〇三三五の一、三〇三三七、三〇三
三八の一から三〇三三八の四まで、三〇三三九の二、三〇三六〇、三〇三六

二の一、三〇三六四、三〇三六七の一、三〇三八二、三〇三八三の一、三〇三八三の二、三〇三八四、三〇三八五、字辰石三〇三九六、三〇三九七の二、三〇四八七の一、三〇四九二の一、三〇四九三の一、三〇四九四の一、三〇四九五の一、三〇五〇〇の一、三〇五〇一、三〇五〇二、三〇五〇四、三〇五〇五、三〇五〇七、三〇五一〇の一、三〇五一〇の二、三〇五一一の二、三〇五一二の一、三〇五一五、三〇五三二の二、字丸葉山三〇六〇四の一〇、三〇六〇九の一、三〇六〇九の三、三〇六一六の一、三〇六一六の二、三〇六二〇の二、三〇六二二の一から三〇六二二の五まで、三〇六二三の二、三〇六二四、三〇六二五の一、三〇六二五の二、三〇六二九

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市農林課に備え置いて縦覧に供する。)